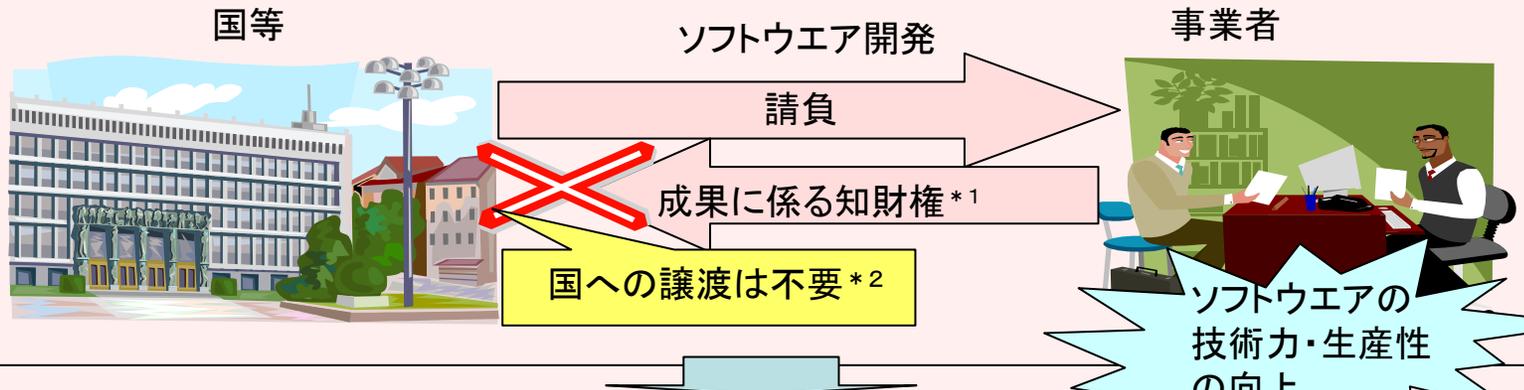


制度改正の内容

日本版バイ・ドール制度に請負に係るソフトウェア開発を追加



- ソフトウェアの「委託」開発は既に対象(研究要素が強い)
- 「請負」開発を今回追加

*1特許権、意匠権、プログラム・データベース著作権。ソフトウェアの設計書・マニュアル等に係る著作権を政令追加。

*2次の3つの事項を契約することが条件。①成果の報告、②公共の利益のために必要がある場合における無償での国等への利用許諾、③相当期間利用されていない場合における第三者への利用許諾

想定される利用例

国のシステム	活用可能な機能	民間のシステム
電子申告・申請システム(税・手数料等)	個人認証・オンライン決済	電子商取引システム
文書管理システム	起案・決裁・保管・検索・アクセス制御	文書管理システム
電子調達システム	業者登録管理・発注登録・見積り登録	購買管理システム

